豊田市農業委員会議事録

令和８年７月21日、豊田市長 太田稔彦は、令和８年７月豊田市農業委員会臨時総会 を豊田市役所東庁舎７階、東大会議室１に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第45号　豊田市農業委員会 会長の選出について
議案第46号　豊田市農業委員会 会長職務代理の選出について
議案第47号　豊田市農業委員会内規の改正について
議案第48号　豊田市農業委員会委員の議席の決定について
議案第49号　豊田市農地利用最適化推進委員の委嘱について

＜出席委員＞（19名）

1番	菅沼	浩
2番	築山	正樹
3番	中川	豊
4番	深津	益章
5番	中根	敏明
6番	杉浦	俊雄
7番	萩野	重正
8番	石川	文志
9番	梅村	逸次
10番	水嶋	広
11番	丹羽	勝彦
12番	伊藤喜代司	
13番	梅村	貢司
14番	永井	久司
15番	加知	満
16番	伊藤	政和
17番	倉地	雅博
18番	林	如実
19番	杉田	雅子

＜欠席委員＞（０名）

＜説明員＞

農業委員会事務局

事務局長	尾形	洋
副主幹	中根	紘子
担当長	杉本	一浩

（開会　午後２時 00 分）

事務局　　豊田市農業委員会会議規則第４条の規定において「会長は、総会の議長となり、議事を整理する」ということになっていますが、任命辞令交付直後につき、会長が決まっておりません。議事運営のため、仮議長の選出をお諮りしたいと思います。仮議長の選出については、特に定めはありません。慣例に従いまして事務局から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（会場異議なし）

事務局　　異議なしと認め、仮議長の選出については、事務局から指名をさせていただきます。仮議長には、委員氏名の「あいうえお」順筆頭者となります。石川文志委員にお願いいたします。石川委員は、仮議長席へお願いします。

仮議長　　それでは新会長が決定するまで、私が仮議長として議事運営を行いますので、ご協力をお願いいたします。委員の出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局　　本日は、全委員の出席を得ていますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

仮議長　　ここで、本日の議事録署名者２名を選任したいと思いますが、私がご指名してよろしいでしょうか。

（会場異議なし）

仮議長　　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、指名をさせていただきます。お名前を申し上げます。伊藤喜代司委員、伊藤政和委員以上２名の委員にお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。議題を上程させていただきます。

仮議長　　令和８年 議案 第 45 号「豊田市農業委員会 会長の選出について」、事務局の説明を求めます。

事務局　　会長につきましては、「農業委員会等に関する法律」第５条第１項により「農業委員会に会長を置く」と規定されております。また、同法第５条第２項により「会長は委員が互選した者をもって充てる」とあります。

しかし、選出の方法につきましては、特に定めはありません。従いまして、事務局としては、慣例によりまして「選考委員による指名推薦」で互選する方法を提案します。

「選考委員による指名推薦」で互選する方法を簡単にご説明いたしま

す。
再任委員 14 名から６名を選考委員とします。その６名は、伊藤政和委員、梅村貢司委員、加知満委員、杉田雅子委員、築山正樹委員、林如実委員とさせていただきます。この選考委員の方々に、会長候補者を推薦していただきます。この方法を実施するために、暫時総会の休憩時間をいただき、別室で協議します。会長候補者の推薦が決まりましたら、その推薦結果について、総会再開後、選考委員から発表していただき、その候補者について、ご審議いただく方法です。以上を提案させていただきます。

仮議長　事務局からの説明が終わりました。ここでお諮りします。
会長の選出については、事務局から提案がありました、「選考委員による指名推薦」で互選する方法とすることにご異議はございませんか。

（会場異議なし）

仮議長　異議なしと認め、会長の選出については、「選考委員による指名推薦」で互選する方法に決定されました。ここで、本会議を暫時休憩とします。

（暫時休憩）

仮議長　会議を再開します。選考委員による指名推薦の結果を発表してください。

伊藤（政）委員　選考委員の伊藤です。
選考委員による指名推薦結果について、発表いたします。
会長候補者に、杉浦俊雄委員を推薦いたします。以上です。

仮議長　ただいま選考委員の伊藤委員から、会長候補者に、杉浦俊雄委員を推薦する発言がございました。
それでは、お諮りします。会長を、杉浦俊雄委員とすることについて、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

仮議長　ありがとうございました。
挙手多数と認め、会長は杉浦俊雄委員に承認決定されました。
新会長が決まりましたので、これをもちまして仮議長の職を降ろさせていただきます。皆様のご協力により、スムーズな議事進行ができましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。

事務局　石川委員、ご協力ありがとうございました。
それでは、新会長が決定いたしましたので、議長を交代していただきます。杉浦俊雄委員、議長席へお願いいたします。
それでは、杉浦新会長からご挨拶をいただきます。

会長　　ただいま、選考委員の指名推薦により、会長に再任いたしました杉浦でございます。
平成 29 年から農業委員を務めて 4 期目になります。3 期目には会長という重責を仰せつかり、皆様にご迷惑をおかけしながらも、何とか務めてまいりました。
また、県の農業会議の理事も仰せつかる中で、農業委員会の活動について、少なからず理解が深まってきたのではないかと思っております。これまでの経験を生かし、次の 3 年間も会長職を全うしていきたいと考えております。
今後、農業委員会に課せられる使命として、国からも、農地を保全するための活動をより一層強化することが求められてくるものと考えております。皆様にはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、農業委員会の活動をより活発に進められるよう、事務局と一丸となって成果を上げていきたいと思っております。
最後になりますが、一生懸命務めてまいりますので、皆様のお力添えをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

事務局　　ありがとうございました。
それでは、引き続き議長として議事運営をお願いします。

議長　　令和 8 年 議案 第 46 号「豊田市農業委員会 会長職務代理の選出について」、事務局の説明を求めます。

事務局　　会長職務代理につきましては、「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 5 項で、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されています。しかし、選出の方法につきましては、会長職と同様、特に定めはありません。
実は、先ほどの休憩時において、選考委員による協議の中で、会長職務代理者についても、意見集約が図られましたことから、選出方法については、会長選出時と同じ「選考委員による指名推薦」で互選する方法としてはどうかと考え、事務局として提案します。説明は以上です。

議長　　事務局からの説明が終わりました。ここでお諮りします。
会長職務代理者の選出については、事務局から提案がありました、会長選出時と同じ「選考委員による指名推薦」で互選する方法とすることにご異議はございませんか。

（会場異議なし）

議長　　異議なしと認め、会長職務代理者の選出については、「選考委員による指名推薦」で互選する方法に決定されました。

では、選考委員による指名推薦結果を発表してください。

伊藤（政）委員　選考委員の伊藤です。
選考委員による指名推薦結果について、発表いたします。
会長職務代理候補者に、梅村逸次委員を推薦いたします。以上です。

議長　ただいま選考委員の伊藤委員から、会長職務代理候補者に、梅村逸次委員を推薦する発言がございました。
では、お諮りします。
会長職務代理に、梅村逸次委員とすることについて、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　ありがとうございました。
挙手多数と認め、会長職務代理は梅村逸次委員に承認決定されました。
会長職務代理に選ばれた梅村逸次委員は、自席にてご挨拶をお願いします。

会長職務代理　先ほど職務代理に推薦されました、梅村と申します。何分、スイカ作りしか分からないものではございますが、職務代理ということで、その責任の重さを感じております。会長の足手まといにならないよう、精一杯頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。
それでは、引き続き議事を進行いたします。

議長　令和８年 議案 第 47 号「豊田市農業委員会内規の改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局　議案書７～10 ページをご覧ください。
資料の左側のとおり、「豊田市農業委員会内規」を改正したいと考えております。具体的な改正点は、８ページをご覧ください。
第３条の役員会の下線が引かれた部分です。
改正する理由は、今後の運営を踏まえ会長を除き、地区農業委員会を開催する６地区から役員を選任するように改めたいからです。
説明は以上です。

議長　事務局からの説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　特に、ご意見も無いようですので、採決をいたします。
議案第 47 号に賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成委員挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 47 号は「承認決定」されました。

議長　　令和８年 議案 第 48 号「豊田市農業委員会委員の議席の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局　「豊田市農業委員会内規」第２条の規定に基づき、農業委員会委員の議席については、豊田、高橋、上郷、高岡、猿投、保見、石野、松平、藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武の地区の順序で１番から定めることとします。なお、同一地区における順序については、年齢の若い委員からとします。これらの規定を踏まえると、各委員の議席は議案書１３ページのとおりとなります。説明は以上です。

議長　　事務局の説明が終わりました。ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声無し）

議長　　特に、ご意見も無いようですので、採決をいたします。
議案第 48 号に賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成委員挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 48 号は「承認決定」されました。
なお、決定議席は次回総会からとします。

議長　　令和８年 議案 第 49 号「豊田市農地利用最適化推進委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

事務局　議案書 15 ページから 20 ページをご覧ください。
「農業委員会等に関する法律」第 17 条第１項において「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されています。
また、定数については、「豊田市農業委員会定数条例」第３条において 45 人と規定され、また、「豊田市農地利用最適化推進委員の候補者の推薦、募集、選定等に関する要綱」に規定する、各地区の割当人数に合わせ、各地区の農業関係者等からご推薦いただいた方、及び自薦の方を候補者とし、記載の 45 人を上程させていただきます。説明は以上です。

議長　　事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声無し）

議長　　特に、ご意見も無いようですので、採決をいたします。
議案第 49 号に賛成の委員は、挙手をお願いします。
（賛成委員挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 49 号は「承認決定」されました。
以上をもちまして、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会（午後 2 時 20 分）